

12. 通商分野

通商(1)	海外グループ会社に対する貨物の輸出 および技術の提供に係る許可の不要化【新規】
規制の現状	国際的な平和および安全の維持を妨げることとなると認められる特定の貨物の輸出あるいは当該貨物に係る技術の提供を行おうとする場合、海外グループ会社に対するものであっても、許可を受けなければならない。
規制の根拠法令	外国為替及び外国貿易法第48条、第25条 輸出貿易管理令第1条 外国為替令第17条
要望内容	安全保障貿易管理関連法令を遵守している企業が、海外グループ会社に対し、特定の貨物の輸出あるいは当該貨物に係る技術の提供を行う場合、当該貨物・技術を海外グループ会社から他者に再輸出・再提供しないなどの一定の条件の下で許可を不要とすべきである。
要望理由	<p>当会提言「実効ある安全保障貿易管理に向けて制度の再構築を求める」(2007年3月)においても主張しているとおり、安全保障貿易管理関連法令を遵守している企業に対して規制を緩和することによって、当該企業および規制当局の限られた資源を厳格に取り締まるべき貨物の輸出、技術の提供に集中することが可能となる。</p> <p>事業活動のグローバル化が進む中、機密情報の管理や重要技術の流出防止に関しても、グループ共通の基準により一体的に取り組んでおり、海外グループ会社への貨物の輸出、技術の提供であって、第三者へ輸出・提供されない場合は、国際的な平和および安全の維持を妨げることはないと考えられる。外国にある(非居住者)との理由で一律の規制を維持する場合、国内グループ会社との間で差異が生じ、事業活動のグローバル化を阻げる要因となる。</p> <p>なお、現行の包括許可制度は、個別許可に比べて必要な書類が少なく済むなどのメリットはあるものの、①それに係る全ての取引の年間の実績を報告することが条件となっているため、個々の取引の内容を企業の安全保障貿易管理部門が一件ごとに包括許可に相応しいか否かを判断し、その結果を記録として残すという社内管理が必要である、②適用対象貨物・技術ならびに仕向地が限定的である、③包括許可の利用実績の報告に加え、複数回の輸出実績が許可申請の条件として求められる、など利用にあたっては制約がある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

通商(2)	使用に係る技術の許可対象からの除外【新規】
規制の現状	<p>国際的な平和および安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造または使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引については、許可を受けなければならない。</p>
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号 外国為替令第17条第1項</p>
要望内容	<p>特定の種類の貨物であっても、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を除き、その使用に係る技術は許可対象外とすべきである。</p>
要望理由	<p>企業が自社製品として顧客に提供する貨物の設計や製造に係る技術は、機密情報として扱い、第三者への提供を制限するなど情報管理を徹底している。他方、当該貨物の使用に係る技術は、利用者の利便を考慮し、公開するのが一般的である。</p> <p>また、公知の技術を提供する取引等については、許可を要しないこととされていることから(外国為替令第17条第4項、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第5号)、例えば、特定の種類の貨物に係る技術であっても、使用マニュアルをホームページ上で公開することなどにより、公知の技術として許可を受けていない場合がある。</p> <p>したがって、特定の種類の貨物であっても、その使用に係る技術は許可対象外とすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課</p>

通商(3)	化学物質の輸出承認の適用除外範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>輸出しようとする貨物の中に特定の化学物質が非意図的に含有されている場合で、貨物の質量に対する当該化学物質の質量の割合が1%以下であっても、対象化学物質の含有が確認された場合は輸出承認を要する。</p>
規制の根拠法令	<p>外国為替及び外国貿易法第48条第3項 輸出貿易管理令第2条第1項第1号、別表第2の35の3 運用通達「化学物質の輸出承認について」(輸出注意事項9項第37号・平成09・06・24貿局第3号)別紙第2(1)</p>
要望内容	<p>輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有が確認された場合であっても、含有量が一定量や一定の割合に満たない場合は、輸出承認を不要とすべきである。</p>
要望内容	<p>分析技術の進歩に伴い、極めて微量な含有も測定可能となった結果、輸出承認を余儀なくされる件数が増加している。一定量や一定の割合に満たない場合は輸出承認の適用除外としても特定の有害な化学物質等の管理という規制の目的には反しないと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課</p>

通商(4)	外国人介護福祉士に関する国家試験受験機会の拡大【新規】
規制の現状	<p>EPA協定に基づく看護師・介護福祉士候補者は、看護師は3年、介護福祉士は4年の間に、日本の国家試験に合格しない場合、帰国が義務付けられている。</p> <p>このうち、看護師候補者については滞在期間中に最大3回の受験機会があるが、介護福祉士候補者については、受験にあたり3年以上業務に従事することが必要であり、結果的に受験機会は1回のみとなっている。</p>
根拠法令等	<p>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 7章 同 付属書10 第1編 第6節 社会福祉士及び介護福祉士法 第40条</p>
要望内容	<p>介護福祉士に求められる能力を確保しつつ、EPAに基づき来日する候補者の育成、確保を図る観点から、介護福祉士候補者についても複数の受験機会を確保するなど国家試験に何らかの配慮を行うべきである。</p>
要望理由	<p>本年より、日本インドネシアEPA協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者208名が来日し、全国の受入施設で就労しながら国家試験の合格を目指して研修を行っている。また、日・フィリピン経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の来日も今後予定されている。しかし現行の規則では、一定期間に日本人と同じ国家試験を日本語で受験し、合格できなければ帰国しなくてはならないこととされている。</p> <p>これら候補者は、出身国の資格制度や実務経験を通じて一定の技量が担保されており、また日本語についても、来日時の語学研修と、受入施設での研修を通じて、日本語でのコミュニケーションを行い、業務をこなしている。加えて、わが国の文化、社会に対する理解も深めつつある。こうした努力や経験を活かすためにも、資格取得のための十分な機会を提供することが必要である。</p> <p>また、看護、介護分野の人材については、わが国において今後需要の増加が予想される一方、国際的にも人材獲得競争が激化しつつあり、積極的にこれら分野の人材の育成、確保を図る必要がある。EPA締結国との関係においても、国際的な技術移転を進め、友好関係の増進に資する観点から、EPAに基づいて来日する看護師・介護福祉士候補者が、わが国国内において能力を発揮していくことが望まれる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室、社会・援護局福祉基盤課 外務省 経済局経済連携課</p>